

香美市森林管理規程

第1章 目的及び方針

(目的)

第1条 この規程は、市が森林所有者と森林整備に基づく協定を締結した森林及び香美市つなぐ森に設置された森林（以下「対象森林」という。）を適正に管理し、法令の遵守、森林管理を通じて地域の防災・減災、生活環境保全に資する香美市森林経営管理事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程により管理を行う森林は、木材生産を目的とした林業経営が成り立ちにくい森林とする。

(管理方針)

第3条 経営管理は、香美市森林管理規程整備方針一覧（別表1）によるものとし、森林法、香美市森林整備計画に従い、特に次の各号に掲げる事項を推進することに努めなければならない。

- (1) 地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる事態の恐れがある森林の適正な整備に努める。
- (2) 森林の現に有する水害の防止の機能を高めるために、森林の適正な整備に努める。
- (3) 地域住民の共有の財産となる生態系としての森林の重要性を踏まえ、生物多様性の保全に努める。
- (4) 地域住民の共有の財産となる文化財等及び地域住民の憩いと学びの場、又は豊かな自然景観や歴史的風致を構成する森林の整備に努める。
- (5) 現に有する水源の涵養の機能を高めるために、森林の適正な整備に努める。

(対象とする森林及び区域)

第4条 対象森林の区域は、香美市森林整備計画の対象森林とする。

2 対象森林は以下の区分によって表示する

- (1) 林班
- (2) 小班

3 次号の該当する部分がある場合において、整理番号を分けるものとする。

- (1) 樹種又は作業法が異なる部分
- (2) 土地の利用区分が異なる部分

(対象森林の機能類型)

第5条 対象森林は、次に掲げる類型に区分するものとする。

(1) 防災・減災型

(2) 生活環境型

(3) 自然推移型

2 防災・減災型は、地域住民の安全・安心を第一とし、下層植生の生育や上層樹木の根が発達することにより、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、土壌保持能力に優れた森林をいう。

3 生活環境型は、地域住民の憩いと学びの場、豊かな自然景観の風致、歴史的・文化的財産を維持する森林をいう。

4 自然推移型は、生態系としての森林の重要性を踏まえ、生物多様性保全機能の発揮を第一とし、自然の力に委ねる森林をいう。

第2章 協定

(協定)

第6条 市長は、対象森林において事業を行う場合に、協定書（様式第1号）により所有者と協定を締結するものとする。協定は、香美市森林整備計画に準拠し、次に掲げる事項について、記載するものとする。

(1) 整備方針に関する事項

(2) 管理森林の維持及び保存に関する事項

(整備方針)

第7条 香美市森林経営管理事業における整備方針は次に掲げる事項とし、第12条で定める事業の整備計画に細目を記載するものとする。

(1) 広葉樹林化

(2) 森林空間利用林整備

(3) 水土保持人工林整備

(4) その他

(対象森林の維持及び保存)

第8条 対象森林における維持及び保存に関しては、次に掲げる事項とし、協定において細目を記載するものとする。

(1) 森林保険加入の検討に関する事項

(2) 巡視に関する事項

(3) 立木の衰退、土壌の流出、地形の変動等が認められた場合の対処事項

(4) その他必要な事項

(事業経費)

第9条 事業実施経費は、森林環境譲与税等を活用して実施するものとする。

2 事業実施により発生した収益は、事業を実施するための財源として森林環境譲与税基金に積み立て、歳入予算に計上し、事業の実施に要する経費に充てることができる。

(管理期間)

第10条 管理期間は、森林所有者から委託を受けた対象森林の管理期間（協定期間）とする。

なお、森林所有者と協議のうえ、管理期間の延長をすることが出来るものとする。

(変更手続)

第11条 市長は、管理森林の現況、経済事情等に変動があった場合において、必要と認めるときは、協議のうえ協定を変更することができる。

第3章 香美市森林経営管理事業の整備計画

(事業の整備計画)

第12条 市長は、香美市森林整備計画に即して、対象森林において実施する事業の整備計画を定め、適正に運用しなければならない。整備計画の作成においては、未来の森づくり委員会にかかる検討会に諮るものとし、整備計画は、専門家による森林調査に基づいて作成するものとする。

(計画の内容)

第13条 市長は、整備計画管理簿（様式第2号）（以下「管理簿」という。）に、管理する森林ごとに次の事項を記載するものとする。

- (1) 森林所有者名及び住所並びに連絡先
- (2) 森林の所在地
- (3) 区域名
- (4) 森林計画制度における林班、小班、第4条第3項で定める整理番号
- (5) 委託を受けた時期の森林の樹種、林齢、面積及び林況として林分密度等、森林被害の有無（枯死・枯損・獣害等）、土壌侵食の有無、その他の現象
- (6) 管理期間（存続期間）
- (7) 第5条の協定対象森林の機能類型
- (8) 目標林型
- (9) その他事項

(用語の定義)

第14条 本規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 目標林型とする林型（広葉樹林、林床植生の発達した人工林、天然林、風景林、溪畔林その他）
 - ア 天然林とは、先駆性広葉樹林を除く人工林以外の自然に発生した林をいう。厳密には人手の加わらない森林であるが、本規程では伐採の影響を受けた天然生林も含める。

イ 風景林とは、名所、旧跡、社寺などの背景にある優れた景観や、レクリエーション利用上の近景及び遠景を構成する森林をいう。

ウ 溪畔林とは、溪流沿いに成立する森林群集をいう。本規程では、河川から 20～40m の範囲に存在する森林を基準とするが、地形と森林整備の目的により範囲は適宜調整する。

(2) 目標林型への誘導のための施業種・伐採等方法（間伐、皆伐（更新伐）、植栽、その他）

ア 間伐とは、育成段階にある森林において樹木の込み具合に応じて、育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業で、光環境の調整（受光伐）作業を含む。

イ 皆伐とは、林分の全部又は大部分を一時に伐採する作業（改良）で、病虫害（松くい虫被害等）の更新作業も含む。

ウ 植栽とは、自然林への誘導において、必要に応じて苗木を植えこむ植樹造林作業で、その立地条件に適した「適地適木」による植栽をいう。

（事業実施における伐採木）

第 15 条 事業の施業においては、伐採木の処分は適正に行わなければならない。

2 伐採木の搬出が可能な場合は、資源の活用の視点から販売を行うものとし、事業実施により発生した収益は第 8 条によるものとする。

（事業の実施）

第 16 条 事業は、管理簿に基づいて実行するものとする。

2 事業の実施にあつては、森林法第 10 条の 8 の規定により伐採の届出書を提出するものとする。

（施業沿革）

第 17 条 担当課の長は、毎年度、当該年度の事業の実行の結果等を管理簿に記録しなければならない。

（管理森林の維持・保存）

第 18 条 管理森林について、巡視（モニタリング）実施要領を定め、巡視確認を行うものとする。

2 森林の状態を確認し、巡視確認にあつては、現地踏査、ドローン空撮等、最も有効な方法によるものとする。

3 森林火災の防止に努め、管理森林に隣接する森林についても森林火災防止の普及・啓発を行うものとする。

第 4 章 雑則

（単位）

第 19 条 計画書に用いる単位及び単位未満の端数の処理は、原則として次によるものとする。

（1）面積は、ヘクタールを単位とし、小数点以下第三位を四捨五入する。

（2）材積は、立法メートル（竹については、束）を単位とし、単位未満を四捨五入する。

(実施細則)

第 20 条 この規程を実施するために必要な細目は、市長が定める。

附則

1 この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この規程は令和 7 年 3 月 5 日から施行する。